

令和4年第1回

三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和4年2月14日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

# 令和4年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月14日（第1号）

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
会議に付した事件	3
議事等の経過	
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
諸般の報告	5
会期の決定	5
議員提出議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部の改正について	7
議案第 1号 三重県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部の改正について	8
議案第 2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について	10
議案第 3号 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）の策定について	11
議案第 4号 令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	13
議案第 5号 令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	15
議案第 6号 令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	18
議案第 7号 令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	21
議案第 8号 監査委員の選任同意について	26

# 令和4年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

令和4年2月14日 月曜日

---

招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

---

開会及び閉会の日時

開会 令和4年2月14日 午後1時31分

閉会 令和4年2月14日 午後2時23分

---

出席議員（27人）

4番	樋 口 博 己	5番	福 井 敏 人
6番	世 古 明	7番	山 路 勝 弘
8番	堀 端 僥	9番	平 野 浩 二
10番	辻 内 裕 也	11番	杉 野 新 吾
12番	森 雅 之	14番	下 村 一
15番	西 口 昌 利	16番	木 下 順 一
17番	山 本 洋 信	18番	岡 正 光
20番	大 森 秀 俊	21番	市 川 岳 人
22番	服 部 美 二 夫	24番	柴 田 孝 之
25番	矢 野 純 男	26番	城 田 幸 尚
28番	世 古 口 哲 哉	30番	風 口 尚 仁
31番	中 村 忠 彦	33番	上 村 久 覚
34番	尾 上 壽 一	35番	大 畑
36番	向 井 健 雅		

欠席議員（5人）

3番	市 川 典 子	13番	永 岡 複
19番	橋 爪 政 吉	23番	水 谷 俊 郎
32番	谷 口 宏 瞳		

---

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 中谷裕子  
書記 杉野まり

書記 南研志

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前葉泰幸	副広域連合長	加藤 隆
副広域連合長	辻村修一	監査委員	松原克也
事務局長	前田達	会計管理者	川合清久
次長兼総務企画課長	樋口智子	事業課長	安田薰
事業課主幹	後藤静香	事業課主幹	太田公孝
事業課主幹	山崎剛		

議事日程（第1号）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 諸般の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 議員提出議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部の改正について
- 第6 議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部の改正について
- 第7 議案第2号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
- 第8 議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）の策定について
- 第9 議案第4号 令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第5号 令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第6号 令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第12 議案第7号 令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第8号 監査委員の選任同意について

## 会議に付した事件

### 議事日程（第1号）

第1～第13 議事日程のとおり

---

## 議事等の経過

### ○書記（中谷裕子君）

書記の中谷と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年11月に開催いたしました令和3年第2回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。

まず、桑名市の辻内裕也議員でございます。

### ○議員（辻内裕也君）

よろしくお願ひします。（拍手）

### ○書記（中谷裕子君）

続きまして、伊勢市の福井敏人議員でございます。

### ○議員（福井敏人君）

よろしくお願ひします。（拍手）

### ○書記（中谷裕子君）

続きまして、伊勢市の世古明議員でございます。

### ○議員（世古明君）

よろしくお願ひします。（拍手）

### ○書記（中谷裕子君）

なお、紀北町の尾上壽一議員におかれましては、任期満了などがございましたが、再度選出され、引き続き就任いただいております。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

それでは、令和4年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、市川議長よろしくお願ひいたします。

---

午後 1 時 31 分、開会

○議長（市川岳人君）

皆さん、こんにちは。議長の市川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は、27名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めておりますことを御報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集の御挨拶があります。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

本日は、令和4年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の一部改正が2件、広域計画（第4期）の策定が1件、令和3年度の補正予算が2件、令和4年度の当初予算が2件、監査委員の選任同意議案が1件の計8議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

---

午後 1 時 37 分、開議

○議長（市川岳人君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

---

○議長（市川岳人君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第107条の規定により、議席番号18番、岡正光議員、議席番号22番、服部英二夫議員を指名いたします。

---

○議長（市川岳人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。

津市の盆野明弘議員、伊勢市の藤本亨議員、桑名市の南澤幸美議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしました。

次に、監査委員から報告のありました令和3年度 三重県後期高齢者医療広域連合定例監査等結果報告書及び現金出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

---

○議長（市川岳人君）

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

---

○議長（市川岳人君）

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

令和4年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたい

と存じます。

平均寿命が、過去最高を更新し続け、人生100年時代の到来を見据え、高齢者が健やかに過ごせる社会を構築していくためには、今以上に健康寿命を延伸する必要があります。昨年12月に厚生労働省が発表した全国健康寿命ランキングで、三重県の女性の健康寿命が77.58歳で全国1位となり、平均75.38歳を大きく上回ったところです。

このような状況のもと、今年度は、今定例会に提出いたします広域計画の、5年に一度の見直しの年に当たります。

令和4年からは、いよいよ団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者の医療費の急増が見込まれる中、75歳以上の方であっても負担能力に応じてご負担いただくよう、課税所得が28万円以上（所得上位30%）かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が320万円以上）の方については、後期高齢者の医療費の窓口負担割合が、令和4年10月1日から、2割へと引き上げられます。

この2割負担を混乱なく施行するために、丁寧な周知広報や高額療養費振込口座の事前登録等について、国や各市町と協力・連携して取り組んで参ります。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、施行から約2年が経過し、国からは、令和6年度の全市町村での実施が示され、企画・調整に従事する医療専門職について、専従要件が本年度より緩和され、一定の条件のもと、他の業務との兼務も可能となりましたが、現在、5市町（桑名市・名張市・伊賀市・東員町及び津市）の実施に留まっています。当広域連合としては、令和4年度から特別調整交付金の保険者インセンティブ分を活用し、当広域連合独自の交付金を新設いたします。当該インセンティブ分の全額を実施市町に配分することで、令和6年度の県内全市町の実施に向け、当広域連合としても可能な限りの支援を行ってまいります。

保険料については、令和4年度は、2年に一度の見直しを行う機会があります。団塊の世代が75歳に到達し、被保険者数の急増し、医療給付費の増が見込まれる状況ではありますが、コロナ禍の厳しい社会情勢の中、制度改正による2割負担の導入や賦課限度額2万円引き上げによる被保険者の負担増の軽減を図るため、事業運営基金・繰越金等を算入し、医療給付費等の支出を推計し、十分精査したところ、保険料率を現行のまま据え置いても適正な運営が図れることが試算できたことから、均等割額・所得割率とも現行の保険料率どおりとしたいと思います。

また、厚生労働省が推奨するマイナンバーカードへの被保険者証登録やオンライン資格確認等システムについて、当広域連合といたしましても、県内各市町と協力し、利用促進に努めてまいります。

最後になりますが、新型コロナウイルスの感染症の終息が未だ見通せない中、当広域連合といたしまして、今後も引き続き、被保険者の方々が、安心して医

療を受けられる制度、持続可能な安定した制度の適切な運営に努め、各市町や県並びに関係機関とも緊密に連携し、後期高齢者の健康寿命延伸に向け、事業運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針といたします。

○議長（市川岳人君）

ありがとうございました。

それでは、議事日程により会議を続けます。

---

○議長（市川岳人君）

日程第5、議員提出議案第1号、三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明をいたします。

○提出者（世古明君）

議長。

○議長（市川岳人君）

世古明君。

○提出者（世古明君）

議員提出議案第1号についてご説明させていただきます。

「三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部の改正について」は、令和3年2月、全国市議会議長会において、標準市議会会議規則の一部が改正されたことから所要の改正を行うものです。

三重県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第2条の欠席の届出について、「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、出産のため出席できない期間を欠席届として提出できることを新たに定めることとし、第83条の請願書の記載事項等については、請願者が法人の場合を別で新たに定め、所要の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議員提出議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（市川岳人君）

日程第6、議案第1号三重県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第1号について説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部の改正について」は、押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、事務局長から御説明いたします。

○議長（市川岳人君）  
事務局長。

○事務局長（前田達君）  
議案第1号を御説明申し上げます。  
「三重県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部の改正について」は、服務の宣誓書の様式から「印」を削り、押印を不要とするもので、公布の日から施行しようとするものです。  
以上で説明を終わります。  
よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）  
以上で説明が終わりました。  
本案についての質疑を行います。  
質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）  
質疑なしと認めます。  
これをもちまして、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）  
討論なしと認めます。  
これをもちまして、討論を終わります。  
これより採決を行います。  
議案第1号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）  
御異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（市川岳人君）

日程第7、議案第2号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第2号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」は、令和4年度及び令和5年度の保険料率について、所得割率及び被保険者均等割額を令和2年度及び令和3年度の現行保険料率で据え置き、保険料の賦課限度額については、66万円に改正を行うもので、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

詳細につきましては、事務局長から御説明いたします。

○議長（市川岳人君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第2号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」、御説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令が一部改正され、保険料の賦課限度額が64万円から2万円引き上げられたことから66万円に改正を行うもので、令和4年度及び令和5年度の保険料率の見直しにあたりましては、コロナ禍の厳しい社会情勢のもと、2割負担の導入及び賦課限度額の引き上げによる被保険者の負担増の軽減を図るため、事業運営基金・繰越金等を参入するとともに、急増する被保険者の医療給付費等を算定したところ、保険料率を据え置いても安定した制度運営が可能であることから、所得割率100分の8.99、被保険者均等割額44,589円で据え置き、改正後の条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用しようとするものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第2号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（市川岳人君）

日程第8、議案第3号、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）の策定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）（前葉泰幸君）

議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）の策定につきましては、三重県における後期高齢者医療制度の運営にあたって、広域連合と関係市町が相互に役割を担うとともに連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施するため、地方自治法第291条の7第1項の規定により、平成19年度から令和3年度までの3期15カ年の広域計画を継承しつつ、今日の現状や課題を踏まえた上で第4期の広域計画を定めようとするものであります。

当該計画は、1つ目に広域計画（第4期）の策定にあたって、2つ目に基本方針、3つ目に広域連合及び関係市町が行う事務、4つ目に広域計画の期間及び改定に関するこの4つの項目にまとめております。

広域連合の基本方針では、広域連合は、関係市町との連絡調整を緊密に図りながら、高齢者の医療の確保に関する法律の趣旨を尊重し、広域化のスケールメリットを生かした財政の安定化と後期高齢者医療に要する費用の適正化を図るための取り組み及び後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われるよう努めるものとしています。

また、現状と課題を踏まえ、保険者として、健全な財政運営、医療費の適正化などの5つの重点的な取り組みを進め、制度の安定した運営に努めることとしています。

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としています。ただし、社会情勢の変化等に対応できるよう広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て隨時改定を行うこととしています。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

説明が終わりました。

本案について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（市川岳人君）

日程第9、議案第4号、令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第4号についてご説明申し上げます。

「令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,457万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,955万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（前田達君）

議長。

○議長（市川岳人君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第4号「令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

資料番号⑦の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、1,879万円の減額で、派遣職員人件費負担金等の減額によるものでございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、46万2,000円の減額で、補助対象となる保険者インセンティブ等対象経費の減額によるものでございます。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金 第1目 財政調整基金繰入金は、34万9,000円の減額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、502万2,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、4,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額見込みによるものでございます。

第2項 雑入、第1目 雑入は、3,000円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、30万円の減額で、議員の報酬及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、1,428万1,000円の減額で、主なものといたしましては、通勤手当、時間外勤務手当及び普通旅費の減額のほか、13ページ、14ページの広域連合への派遣職員人件費に係る派遣元市町に対する負担金等の減額、前年度繰越金の地方財政法に基づく2分の1の財政調整基金への積立によるものでございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、8,000円の減額で、監査委員報酬及び費用弁償の減額見込みによるものでございます。

15ページ、16ページをお願いします。

第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 償還金1万1,000円は、国庫支出金等精算返還金の増額見込みによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（市川岳人君）

日程第10、議案第5号、令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第5号について御説明申し上げます。

「令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77億7,172万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,429億1,713万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（前田達君）

議長。

○議長（市川岳人君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第5号「令和3年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

資料番号⑧の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、9, 942万7, 000円の減額で、積立金を除く一般管理費の減及び前年度負担金精算分の財源充当等による事務費等負担金の減額によるものでございます。

第2目 保険料等負担金は、1億8, 971万4, 000円の減額で、保険基盤安定制度負担金実績見込に伴い減額するものでございます。

第3目 療養給付費負担金は、394万5, 000円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第2目 高額医療費負担金は、6, 345万4, 000円の増額で、対象となる療養給付費等の増額見込みに伴い負担金の増額するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、1億329万3千円の増額で、健康診査事業補助金の一部が、特別調整交付金により財政措置されることに伴い、増額するものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億4, 663万8, 000円の減額で、健康診査事業補助金の一部が特別調整交付金により財政措置されることに伴う減額によるものでございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は1万2, 000円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金の増額で、国の財政措置が継続されたことによるものでございます。

第7目 後期高齢者医療災害等臨時特例補助金は、131万7, 000円の増額で、新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免措置に対する補助金の増額によるものでございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第2目 高額医療費負担金は、6, 951万9, 000円の増額で、対象となる80万円を超える医療費の増額見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、61億5, 277万, 1000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額によるものでございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1, 013万1, 000円の増額で、対象となる400万円を超える医療費のその200万円以上の医療費分に対する交付金の増額に伴い、増額するものです。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、75万3, 000円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額による

ものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、28億854万2,000円の減額で、前年度繰越金の確定等に伴い減額するものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、169億5,060万9,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第10款 諸収入、第2項 預金利子、第1目 預金利子は、78万3,000円の増額で、歳計現金預金利息によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第3項 雜入、第2目 第三者納付金は、5,000万円の減額で、第三者行為損害賠償金の減額によるものでございます。

第3目 返納金は、1,500万円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等返還金の増額によるものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、9,205万1,000円の増額で、主に後期高齢者医療事業運営基金への積み立てによるものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第2款 医療給付費、第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、2,363万円の増額で、実績見込額の増によるものでございます。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、1,155万円の増額で、医療費拠出金の増額見込みによるものでございます。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、5,364万7,000円の減額で、健康診査委託料の減によるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第2目 その他健康保持増進費は、2億6,604万6,000円の減額で、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施委託料の減によるものでございます。

第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第3目 償還金は、79億6,418万6,000円の増額で、前年度実績確定による国庫支出金等の精算に伴う返還金の増によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。  
本案についての質疑を行います。  
質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。  
これをもちまして、質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。  
これをもちまして、討論を終わります。  
これより採決を行います。  
議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。  
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（市川岳人君）

日程第11、議案第6号、令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第6号について御説明申し上げます。  
「令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億791万6,000円とするもので、前年度比、378万3,000円の増額であります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（前田達君）

議長。

○議長（市川岳人君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第6号「令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

資料番号⑨の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金は、1億9,728万7,000円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は958万円の計上で、保険者インセンティブ及び住民、医療関係者等の「意見を聞く場」としております「運営協議会」の対象経費に対する補助金でございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は1,000円の計上で、厚生労働省が主催する会議への参加旅費に係る補助金でございます。

第3款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1,000円の計上で、財政調整基金の運用利息でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、99万5,000円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 雑入、第1目 雑入は、5万円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、77万7,000円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、2億635万4,

000円の計上で、主なものといたしましては、職員2名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、会計年度任用職員3名分の報酬でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計システムの保守点検などの委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員人件費負担金などの負担金、補助及び交付金でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費は、4万5,000円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償、委員会の会場使用料でございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、24万円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償、出納検査などの会場使用料でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第6号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（市川岳人君）

日程第12、議案第7号、令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第7号について御説明申し上げます。

「令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,373億5,643万9,000円とするものであります。前年度比、22億1,562万円の増額で、被保険者増に伴う医療給付費の伸びが主な要因であります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、90億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○事務局長（前田達君）

議長。

○議長（市川岳人君）

事務局長。

○事務局長（前田達君）

議案第7号「令和4年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明申し上げます。

資料番号⑩の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、8億8,498万6,000円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目 保険料等負担金は、246億9,581万8,000円の計上で、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金で、被保険者数の増により、前年度比11億6,073万8,000円の増となっております。

第3目 療養給付費負担金は、185億9,270万1,000円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律、以下高確法と言いますが、第98条で定められた定率の負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金は、557億7,810万5,000円の計上で、高確法第93条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、12億1,844万9,000円の計上で、高確法第93条第2項で定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、191億3,126万1,000円の計上で、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、2億5,707万9,000円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1,000円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金は、185億9,270万1,000円の計上で、高確法第96条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、12億1,844万9,000円の計上で、高確法第96条第2項で定められた負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 財政安定化基金支出金、第1目 財政安定化基金交付金は、1,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、937億5,449万円の計上で、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、8,835万6,000円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1,000円の計上で、事業運営基金の運用利息でございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、28億3,403万3,000円の計上で、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るため、繰り入れるものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第9款 県財政安定化基金借入金、第1項 県財政安定化基金借入金、第1目 県財政安定化基金借入金は、1,000円の計上で、県財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1,000円の計上でございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第3項 雑入、第1目 違約金及び延納利息は、1,000円の計上でございます。

第2目 第三者納付金は、3億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目 返納金は、1,000万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分等の返還金でございます。

第4目、雑入は、1,000円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、8億5,746万6,000円の計上で、主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、広域連合電算処理システム事業委託料などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金、補助及び交付金などでございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費等は、2,288億9,773万5,000円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担金でございます。

第2目 療養費は、15億6,518万9,000円の計上で、鍼灸、あんま、マッサージ、補装具、柔道整復師の施術などの保険者負担金でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3目 移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございま

す。

第4目 審査支払手数料は、5億1,624万1,000円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、20億5,974万6,000円の計上で、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目 高額介護合算療養費は、2億8,203万2,000円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第3目 高額療養費（外来年間合算）は6,292万8,000円の計上で、外来療養に係る年間の自己負担額の合算が一定額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、9億9,000万円の計上で、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給されるものでございます。

第2目 傷病手当金は74万5,000円の計上で、新型コロナウイルスにより、就労が困難な対象者に支給されるものでございます。

第3款 県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、9,102万8,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金への拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、1億1,169万4,000円の計上で、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、13億9,972万3,000円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目 その他健康保持増進費は、2億9,342万8,000円の計上で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業をはじめ、市町が行う在宅者の訪問歯科健診等の推進事業などに対する補助金でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款 公債費、第1項 公債費、第1目 一時借入金利子は、281万3,000円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

第7款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 還付加算金は、42万円、第2目 保険料還付金は、2,500万円の計上でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第3目 償還金は、1,000円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。

第8款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第7号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（市川岳人君）

日程第13、議案第8号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

議席番号4番、樋口博己議員に関する案件であるため、地方自治法第117条の規定により、樋口博己議員は、本案の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

[樋口博己議員・退場]

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第8号について御説明申し上げます。

「監査委員の選任同意について」は、議会のうちから選任する監査委員として、樋口博己議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川岳人君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第8号については、同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（市川岳人君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、同意することに決定いたしました。

樋口博己議員の入場を許可いたします。

---

○議長（市川岳人君）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

令和4年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時23分　閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長

三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員